

公益財団法人山口県スポーツ協会事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という。）の事務について責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図るため、会長の権限に属する事務についての決裁の区分及び手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決 裁

会長又は専決者（専務理事、常務理事及び事務局長をいう。以下同じ。）が、会長又はその権限に属する事務について、最終的にその意思を決定すること

(2) 専 決

専決者が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁すること

(3) 代 決

会長又は専決者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決裁すること

(4) 決裁権者

会長及び専決者

(決裁の手続)

第3条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。

(決裁事項及び専決事項)

第4条 会長の権限に属する事務の決裁及び専決については、別表に定めるところによる。

(類推による専決)

第5条 この規程において、専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第6条 この規程において、専決事項として定められている事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、会長又は上司の決裁を受けて処理しなければならない。

(1) 事案の内容が重要であると認められるとき

(2) 事案が異例に属し、又は先例になると認められるとき

(3) 事案に重大な疑義若しくは紛議があるとき

(4) 事案の処理の結果、重大な紛争が生じる恐れがあるとき

(5) 事案の処理について特に会長又は上司の指示があったとき

(専決事項に関する報告)

第7条 専決事項について専決した者は、事案の内容について特に会長又は上司において了知しておく必要があると認めるときは、当該専決した事案の内容について会長又は上司に報告しなければならない。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、決裁権者が決裁すべき事項について、次の表に定めるところにより、代決することができる。

決裁権者の区分	第1代決者	第2代決者
会長	専務理事	常務理事
専務理事	常務理事	事務局長
常務理事	事務局長	
事務局長	事務局長が指定する職員	

(代決の制限)

第9条 代決者は、前条の規定にかかわらず、事案が第6条各号のいずれかに該当すると認められるとき、その施行が緊急を要しないと認められるとき又は代決の禁止について決裁権者からあらかじめ指示があったときは、代決することができない。

(代決事項に係る報告)

第10条 代決者は、第9条の規定により代決した場合において、当該事案の内容を決裁権者において了知しておく必要があると認めるとき又は当該事案についてあらかじめ決裁権者から指示を受けているときは、当該事案の内容を決裁権者に報告し、又は当該事案について決裁権者の後閲を受けなければならない。

(合議における代決の規定の準用)

第11条 前3条の規定は、決裁の過程において、合議を受けるべき者が不在の場合について準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、決裁について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事務の決裁及び専決事項

区分	決 裁 ・ 専 決 事 項
会 長 決 裁 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 協会の基本方針に関する事 2 協会業務の総合企画及び運営に関する事 3 定款の変更に関する事 4 諸規程の制定及び改廃に関する事 5 理事会の招集に関する事 6 協会の組織及び権限に関する事 7 会長及び専務理事の旅行命令に関する事 8 職員の任免、分限、休職、復職命令及び懲戒並びに給与、勤務時間その他の勤務条件の基本的事項に関する事 9 訴訟及び重要な紛争の処理に関する事 10 請願、陳情、要望等のうち、その内容が協会の運営上特に重要と認められるものに関する事。 11 事業計画及び資金計画の策定に関する事 12 予算の編成及び決算の調整に関する事 13 1件が1千万円以上の資金の借り入れに関する事 14 業務用資産の売買、賃借等で特に重要な契約に関する事 15 重要な工事の発注や業務の受託及び委託に関する事 16 1件の予定価格が2千万円以上の物品の取得、交換等の契約に関する事 17 前各号に掲げるもののほか、協会の運営上、特に重要な事項に係る決定に関する事
専 務 理 事 専 決 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 常務理事の旅行命令に関する事 2 職員の休職及び復職命令に関する事 3 紛争の処理に関する事（会長決裁事項を除く） 4 1件の予定価格が2千万円未満の物品の取得、交換等の契約に関する事 5 1件が1千万未満の資金の借入れに関する事 6 職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する事（基本的事項を除く） 7 職員の退職手当の裁定に関する事 8 1件の予定価格が2千万円未満の物品の取得、交換等の契約の締結に関する事 9 業務用資産の売買、賃借、交換等の契約の締結に関する事 10 前各号に掲げるもののほか、会長の指定する事項
常 務 理 事 専 決 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事、監事及び評議員の旅行命令に関する事 2 事務局長の旅行命令に関する事 3 事務局長の服務に関する願い及び届出の処理に関する事 4 請願、陳情、要望に関する事 5 軽易な工事の発注や業務の受託及び委託に関する事 6 理事会議事録の作成に関する事 7 財産の管理に関する事 8 重要な事件に係る通知、照会、回答、申請、届、報告等に関する事 9 法人の登記に関する事 10 前各号に掲げるもののほか、会長が特に指定する事項に関する事

区分	決 裁 ・ 専 決 事 項
事務局長専決事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の旅行命令に関する事 2 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事 3 職員の通勤手当、扶養手当、児童手当等の支給に関する事 4 職員の服務に関する願ひ及び届出の処理に関する事 5 職員の福利厚生に関する事 6 臨時職員等の任免、給与に関する事 7 職員の分担すべき事務の決定に関する事 8 軽易な事件に係る通知、照会、回答、申請、届、報告等に関する事 9 諸証明及び広報に関する事 10 登記及び登録に関する事 11 その他会長が定める事項に関する事